

東彩ガス地区・東日本ガス地区・日本瓦斯真岡地区におけるガス約款の変更に関するお知らせ

平素より、東京ガスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
表題につきまして、ガス事業法にもとづき、その内容を下記の通りお知らせいたします。**なお、これらの変更をご承諾いただける場合、お客さまに行っていただくお手続きはありません。**

記

1. ガス基本約款の変更について

下記の通り、ガス基本約款（東京ガス導管エリア外版）の内容を一部変更いたします。

■主な変更概要

【2 基本約款等の変更】2020年4月に施行された改正民法に則り、民法第548条の4の定型約款の変更の規定に従い、お客さまの了承を得ることなく、本約款等を変更することがある旨を追記。

【7 契約期間】原則1年間としている契約期間を廃止し、期間の定めのない契約に変更。

【29 供給ガスの熱量，圧力および燃焼性】【33 供給制限等の賠償】2020年4月に施行された改正民法に則り、お客さまが受けた損害に対して当社が賠償の責任を負う場合の規定について、免責範囲が最大となる規定を追記。

2. 東彩ガス地区および東日本ガス地区向けガス料金メニューの単価改定について

以下のガス個別約款の料金表（別表第2「料金表（通常版）」、別表第3「料金表（業務用セット割版）」）を改定いたします。

- ・ずっともガス契約（東彩ガス地区）
- ・ずっともガス契約（東日本ガス地区）
- ・ずっともガス温水暖房契約（東彩ガス地区）
- ・ずっともガス温水暖房契約（東日本ガス地区）

改定後の料金表を用いてのガス料金の計算は、料金改定日（2021年12月1日）直後のガス検針日の翌日のガス使用量分から、順次適用いたします（日割計算はいたしません）。

なお、これらに伴いお客さまに行っていただくお手続きはありません。

■2021年12月1日実施の各約款本文・料金表につきましては、当社ホームページ（yakkan.tg-gas.com）をご参照ください。

以上